

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	修景補助金	補助金番号	G4-1		
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市歴史的景観の保全等に係る補助金交付要綱				
交付の目的	歴史と文化を色濃く残す本市の枚方宿歴史的景観保全地区において、歴史的景観建造物又は歴史的景観の保全及び整備を行うものに対し、その建造物等の外観等の修復、復元等に要する経費の一部を助成することで歴史的景観の保全・整備を行い、魅力ある街並みを形成することを目的とする。				
補助対象経費	歴史的景観建造物及び景観重要建造物の外観の修復、復元等に要する経費。 歴史的景観建造物に係る景観の保全のために必要な門、塀等の外観の修復、復元及び植栽等に要する経費。 歴史的景観の保全及び整備のために必要な建築物の新築、増築、改築、並びに門、塀等の外観の新設、改造及び植栽等に要する経費。 景観重要樹木に係る景観の保全のために必要な事業 歴史的景観の保全及び整備のために設置された街灯の改造				
補助率・補助額	定率補助				
交付先	個人または団体				
開始年度	平成14年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	○	団体運営補助	事業費補助	その他 ○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	9,000	6,000	6,000	8,000
決算額	5,015	3,000	5,415	/
特定財源	国庫支出金	1,500	2,357	
	府支出金			
	その他			
一般財源	2,618	1,500	3,058	

(件)

交付実績	3	1	2	/
------	---	---	---	---

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	歴史的景観の保全・整備を行う者に対して補助を行い、魅力ある街並みを形成することで、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の良好なまちなみ形成事業の目的達成のため、当該補助事業は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	毎年度一定数の補助申請がある。

有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	当該事業に関するアンケート調査において、当該事業区域の満足度が向上している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	歴史的な建造物等の所有者は行政以外の場合が多く、委託や直接執行等を行った場合の初期費用や管理等の負担と比較すると、保全・整備を間接的に補助した方が効果的である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	歴史的景観保全地区に指定された枚方宿地区内の住宅等の修景整備について、要件を満たす複数の個人又は団体を対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	全額補助とはしていない。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	補助金交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	補助率等をホームページで公表している。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	国や府の法令等に基づく補助金であり、現在も制度が継続している。	✓	国土交通省が定める社会資本総合整備事業に基づき、整備計画を策定している。
	市単独の上乗せ等を行っていない。	✓	上乗せは行っていない。

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	歴史的景観保全地区に指定された枚方宿地区内の住宅等の修景整備に特化した制度となっている。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	令和4年度は2件の修景補助申請があり、累計53件を達成する見込みである。 当該事業に関するアンケート調査においても、当該事業区域における満足度が向上していることから、継続して事業を進めていく。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	建築協定締結補助金			補助金番号	G4-2	
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市建築協定締結補助金交付要綱					
交付の目的	補助金の交付の目的は、それぞれの地域にふさわしいまちづくりを推進し、地域の良好な住環境の保全について市民意識の向上を図ることとする。					
補助対象経費	建築協定締結に要する印刷費、郵送費、会議室の使用料、当該区域が建築協定区域であることを明確にする標示板の設置費等としている。					
補助率・補助額	定率補助					
交付先	団体(不特定)					
開始年度	平成2 年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7 年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	○	その他
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	500	500	500	250
決算額	0	0	23	/
特定財源	国庫支出金	0	0	
	府支出金	0	0	
	その他	0	0	
一般財源	0	0	23	

(件)

交付実績	0	0	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	建築協定を締結する地域の良好な住環境の保全についての市民意識の向上を図るために交付されるものであることから、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の建築協定・まちづくり支援事業の目的達成のため、地域の良好な住環境を維持する面において当該補助金交付は必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	ひらかた建築協定まちづくり連絡協議会での会議での意見および建築協定を締結した区域では必ず補助金の交付申請があることから、高いニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	建築協定を締結された地域で良好な街並みが維持されていることから、当該補助金交付により効果を確認している。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	建築協定はあくまで土地建物所有者である住民間で締結するものであることから、補助金交付が業務委託や直接執行と比較し、より適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件に該当する複数の団体を補助金交付対象としている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	補助率50%としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定めている。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	交付要綱がホームページで公開されている。

②補助金性質分類別の視点

[事業費補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	市が公益上必要と認める特定の事業や活動に限定した補助金交付となっている。	✓	建築協定を締結する際生じた印刷等の経費に限定されている。
	交付団体の財政状況等を勘案し補助金交付が必要であると客観的に認められる。	✓	住民がまちなみを維持するためにかかる必要経費であるとともに、財源は住民団体の自費であることから、補助金交付が必要であると客観的に認められる。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	補助要件に該当する団体から高いニーズがあり、公益性や妥当性も確保されているため。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	若者世代空き家活用補助金			補助金番号	G4-3	
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課					
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市若者世代空き家活用補助金交付要綱					
交付の目的	市外からの転入または市内の賃貸住宅に居住する若者夫婦世帯・子育て世帯に対して、空き家などの中古住宅の取得を支援することにより、若者夫婦世帯・子育て世帯の転入及び定住を促進させ、併せて空き家の解消を図ることを目的とする。					
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 市内にある中古住宅を取得し解体後、当該敷地に新たに住宅を建築するための工事費 市内にある中古住宅を取得し解体に要する費用 市内にある中古住宅を取得し、居住するために行う改修工事費 					
補助率・補助額	その他					
交付先	個人					
開始年度	令和2年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末	
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助		事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称				

2. 補助金の予算・決算等

		(千円)			
		H31(R1)	R2	R3	R4
予算額		0	36,000	40,000	36,000
決算額		0	1,000	18,000	/
特定財源	国庫支出金	0	0	0	
	府支出金	0	0	0	
	その他	0	0	0	
一般財源		0	1,000	18,000	
		(件)			
交付実績		0	1	18	

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	本補助制度により、空き家の解消・有効利用や若者世代の定住促進が図られ、ひいては地域の住環境の向上となり、広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	空き家の解消・有効利用や若者世代の定住促進といった事業目的を達成するための市民の動機付けとして必要不可欠な補助金交付である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	制度創設以降コンスタントに申込みがあり、ニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	本補助制度を利用することにより、必然的に空き家の解消、住宅の耐震化、若者世代の定住促進といった効果があげられる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	本補助制度は、住宅に係る工事費の一部を支援することから、補助金の交付が適正で効果的な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす不特定多数の個人が交付申込可能な制度となっている。

妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	上限を100万円(リフォームに関しては、補助率50%)とし、それを超える分については自己負担としている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に明確に記載している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	毎年広報による案内を行うとともに、ホームページやパンフレットで周知を行っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	国や府等に重複する補助制度はない。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	いずれの視点からも有効な補助金であり、今後も適宜検証、見直しを行い継続していく。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	既存民間建築物耐震診断補助金(特定既存耐震不適格建築物・共同住宅等)			補助金番号	G4-4-①		
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱						
交付の目的	南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるなか、耐震化の促進は喫緊の課題であり、民間建築物の耐震化の促進を図るため、一定の要件を満たす建築物を所有する個人または団体に耐震診断に要する費用を一部補助する。						
補助対象経費	耐震診断費						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	個人または団体						
開始年度	平成20年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末		
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○		
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	1,000	0	2,025	2,025
決算額	1,000	0	1,000	/
特定財源	国庫支出金	0	500	
	府支出金	0	0	
	その他	500	500	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	1	0	1	
------	---	---	---	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	近い将来発生する可能性が高いとされる巨大地震に対し、市民の生命と財産を守る観点から、耐震化の促進にかかる補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の住宅・建築物耐震改修促進事業の目的達成のため、建築物を所有する個人または団体の耐震診断にかかる経費を補助し、耐震化促進を図るうえで必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	制度創設以降コンスタントに申込みがあり、ニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	耐震診断により建物の耐震性が把握でき、耐震化の啓発につながる。本市の耐震化率が向上するため、補助金交付による効果も見込みがある。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付対象が市内の民間建築物であることから、業務委託や直接執行と比較し、適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のものだけに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす申込者に対し公平に交付を行う制度となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業費に対する補助率及び上限を設けている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱、それに基づく要領を定めるとともにパンフレットやホームページに明記している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	毎年補助開始時期に広報による案内を行うとともに、ホームページやパンフレットで周知を図っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	国や府等に重複する補助制度はない。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止することで耐震化に係る所有者または団体の経費が増大し、耐震化に係る意欲が失われることになり、ひいては本市の耐震化促進の停滞を招くことになる。これは、近く発生する可能性の高い巨大地震に対し、市民の生命と財産の保護を図る上で大きな障害になる恐れがある。	耐震化を効果的に促進するため、また国や府の方針を踏まえ、適宜補助制度の検証と見直しを行っていく必要がある。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を選択した理由	本市の耐震化促進のため、現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度: 令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	既存民間建築物耐震診断補助金(木造住宅)			補助金番号	G4-4-②		
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課						
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱						
交付の目的	南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるなか、耐震化の促進は喫緊の課題であり、民間建築物の耐震化の促進を図るため、一定の要件を満たす建築物を所有する個人に耐震診断に要する費用を一部補助する。						
補助対象経費	耐震診断費						
補助率・補助額	定率補助						
交付先	個人						
開始年度	平成9年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末		
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○		
法令等での義務付け	なし	法令等名称					

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	4,500	2,500	3,000	5,000
決算額	3,510	2,095	2,250	
特定財源	国庫支出金	1,755	1,048	1,125
	府支出金	877	523	562
	その他	878	524	563
	一般財源	0	0	0

(件)

交付実績	79	42	45	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	近い将来発生する可能性が高いとされる巨大地震に対し、市民の生命と財産を守る観点から、耐震化の促進にかかる補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の住宅・建築物耐震改修促進事業の目的達成のため、建築物所有者の耐震診断にかかる経費を補助し、耐震化促進を図るうえで必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	制度創設以降コンスタントに申込みがあり、ニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	耐震診断により建物の耐震性が把握でき、耐震化の啓発につながる。本市の耐震化率が向上するため、補助金交付による効果も見込みがある。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付対象が市内の民間建築物であることから、業務委託や直接執行と比較し、適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のものだけに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす申込者に対し公平に交付を行う制度となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業費に対する補助率及び上限を設けている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱、それに基づく要領を定めるとともにパンフレットやホームページに明記している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	毎年補助開始時期に広報による案内を行うとともに、ホームページやパンフレットで周知を図っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	国や府等に重複する補助制度はない。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止することで耐震化に係る所有者の経費が増大し、耐震化に係る意欲が失われることになり、ひいては本市の耐震化促進の停滞を招くことになる。これは、近く発生する可能性の高い巨大地震に対し、市民の生命と財産の保護を図る上で大きな障害になる恐れがある。	耐震化を効果的に促進するため、また国や府の方針を踏まえ、適宜補助制度の検証と見直しを行っていく必要がある。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を選択した理由	本市の耐震化促進のため、現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	

補助金チェックシート(既存)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	木造住宅耐震改修補助金			補助金番号	G4-5
所管部署	都市整備部 住宅まちづくり課				
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱、枚方市住宅除却工事補助金交付要綱、枚方市危険ブロック塀等補助金交付要綱				
交付の目的	南海トラフ巨大地震等の大規模地震の発生が危惧されるなか、耐震化の促進は喫緊の課題であり、民間建築物の耐震化の促進を図るため、一定の要件を満たす建築物を所有する個人または団体に耐震改修工事等及び道路等に面する危険ブロック塀等の除却に要する費用を一部補助する。				
補助対象経費	耐震改修設計費、耐震改修工事費、住宅除却工事費、危険ブロック塀等除却工事費				
補助率・補助額	その他				
交付先	個人または団体				
開始年度	平成18年度	終期年度	年度	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助	その他	○
法令等での義務付け	なし	法令等名称			

2. 補助金の予算・決算等

(千円)

	H31(R1)	R2	R3	R4
予算額	50,083	33,000	35,050	55,650
決算額	59,332	20,150	18,162	/
特定財源	国庫支出金	9,733	8,912	
	府支出金	3,155	2,915	
	その他	7,262	6,335	
一般財源	0	0	0	

(件)

交付実績	86	55	56	
------	----	----	----	--

3. 補助金の見直し

① 補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は「廃止」もしくは「改善」)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	近い将来発生する可能性が高いとされる巨大地震に対し、市民の生命と財産を守る観点から、耐震化の促進にかかる補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課所管の住宅・建築物耐震改修促進事業の目的達成のため、建築物を所有する個人または団体の耐震改修にかかる経費を補助し、耐震化促進を図るうえで必要不可欠である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	制度創設以降コンスタントに申込みがあり、ニーズを把握している。
有効性	期待する効果をあげている。又は効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	木造住宅の耐震改修戸数が増加することにより本市の耐震化率が向上するため、補助金交付による効果も見込みがある。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	補助金交付対象が市内の民間建築物であることから、業務委託や直接執行と比較し、適正で効果的な手法である。

公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	要件を満たす申込者に対し公平に交付を行う制度となっている。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	事業費に対する補助率及び上限を設けている。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱、それに基づく要領を定めるとともにパンフレットやホームページに明記している。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	毎年補助開始時期に広報による案内を行うとともに、ホームページやパンフレットで周知を図っている。

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等 (不適合の場合は対応案・改善策を記入)
○	他の類似制度と重複が無いか確認した。	✓	国や府等に重複する補助制度はない。

③考慮すべき個別の事情

個別の事情	対応案
当該補助金を廃止することで耐震化に係る所有者または団体の経費が増大し、耐震化に係る意欲が失われることになり、ひいては本市の耐震化促進の停滞を招くことになる。これは、近く発生する可能性の高い巨大地震に対し、市民の生命と財産の保護を図る上で大きな障害になる恐れがある。	耐震化を効果的に促進するため、また国や府の方針を踏まえ、適宜補助制度の検証と見直しを行っていく必要がある。

4. 補助金の今後の方向性

方向性	現状のまま継続
上記方向性を 選択した理由	本市の耐震化促進のため、現状のまま継続する。
対応完了・廃止予定時期	